

# **釧路市がめざす学校のすがた 基本計画(素案)**

**令和4年(2022年)8月**

**釧路市教育委員会**

## 目 次

未作成

## 1. 計画策定の背景

### (1) 国の動向

我が国では、少子高齢化や人口減少が急速に進展したことにより、小・中学校の学級編成や学校の配置、教員の採用をはじめとする指導体制の確保など、学校教育制度の根幹に影響を与え、学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性が生じています。

また、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が飛躍的進化しており、「Society 5.0」時代の到来に向かって、子供たちを取り巻く環境は産業構造や社会システムを含め、社会のあり方そのものが大きく変化しつつあります。

このような中で、平成 29（2017）～平成 31（2019）年に改訂された新学習指導要領では、学習指導要領としては初めて、幼稚園から小・中学校、高等学校、特別支援学校まで、すべての発達段階において共通の「前文」が掲げられ、「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。」と記載されました。

また、その実現のために「社会に開かれた教育課程」を重視することと併せ、具体的な方策として「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、「カリキュラム・マネジメント」の確立を図っていくことなどが示されています。

とりわけ、授業改善については、子供たちに学ぶことに興味や関心を持たせ、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」とともに、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話等を通じて考えを広げ深める「対話的な学び」を図り、そこから理解の深化や情報精査によって問題解決や創造につなげる「深い学び」の実現を図るものとされており、「カリキュラム・マネジメント」においては、教科横断的な学習の充実に加え、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通じて教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を目指すものとしています。

このように、国は、かけがえのない子供たち一人一人の学びをしっかりと支え、また、子供たちが学び合える環境としての持続可能な学校のあり方についての検討を進めており、さらには、各地方自治体にあっても、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する教育課程を重視するとともに、小学校から中学校への円滑な接続を通して教育課程、指導体制等のあり方に係る一体的な検討が求められています。

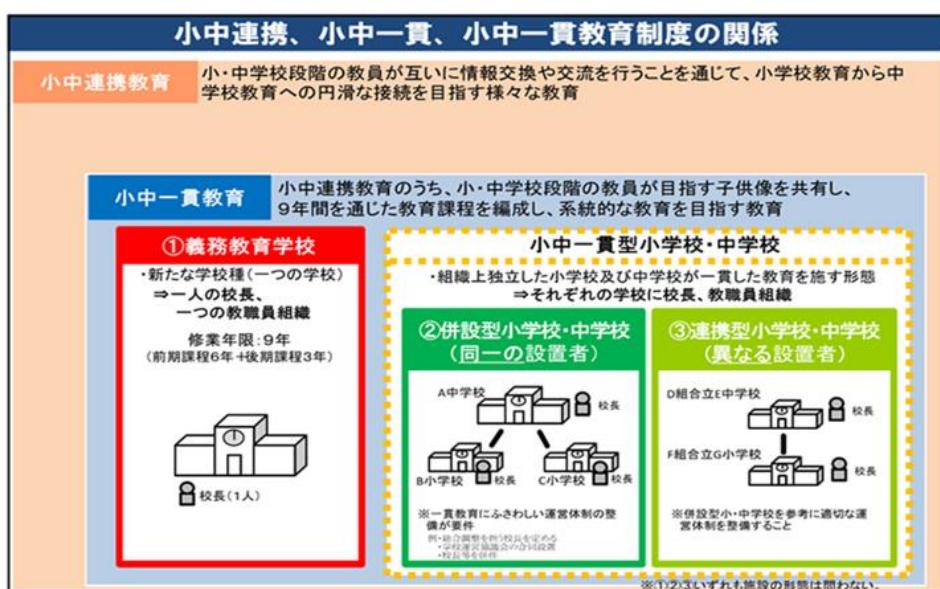
## (2) 国の小中連携教育と小中一貫教育の考え方

平成 20 年に告示された学習指導要領においては、「小学校学習指導要領」に中学校学習指導要領の全文が、「中学校学習指導要領」に小学校学習指導要領の全文がそれぞれ巻末に掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられました。

また、平成 26 年教育再生実行会議は第 5 次提言において、小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進することを提言し、これを受けた中央教育審議会からは、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」として、小中一貫教育の制度化や総合的な推進方策に係る答申が発表されました。

こうして平成 27 年に行われた学校教育法の改正により、義務教育学校<sup>\*1</sup>が新たな学校種として制度化され、さらに既存の小学校・中学校において義務教育学校に準じて小中一貫教育を行う「小学校併設型中学校」及び「中学校併設型小学校」が位置付けられました。

この制度改正により、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育 9 年間に責任をもって教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備されました。



文部科学省は、法改正に伴い、地域の実情等を踏まえた小中一貫教育を継続的、計画的に推進し、義務教育 9 年間の学びの連続性の質を高めるよう、「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」（平成 28 年 12 月）を示しました。

<sup>\*1</sup> 義務教育 9 年間の系統的な教育を目指す新しい学校の種類。一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育 9 年間の学校教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する。教育課程は前期 6 年、後期 3 年に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。設置者の判断によって一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替えなど、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例の実施が認められている。

その手引きにおいて、小中連携教育を「小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育」と定義し、小中一貫教育を「小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」と定義しています。

小学校と中学校の間には、学習や学校生活、教員の指導体制や指導方法など様々な違いがあります。学習面や生活面の変化は、中学校入学を機に同時に生じることから、精神的・身体的な負担を感じる子供が一定数いると考えられ、そのためにも小学校から中学校への進学に際して、中学入学前に中学校生活の見通しを持つことができるようする小中連携教育が全国的に取り入れられてきました。

しかしながら、多くの問題が顕在化するのは中学校段階からだとしても、実は小学校段階から問題が始まっている場合が少なくないため、小6から中1に至る過程だけではなく、小・中学校間で課題を共有し、対応を図ることが求められるようになっています。

平成29年の学習指導要領の改訂では、「個性を活かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図ることなどにより、生きる力を育むことを目指す」といった「社会に開かれた教育課程」が求められるとともに、義務教育9年間を通じた科学的な思考力・判断力・表現力を育成するための教育活動等の充実など、学校段階等間の接続が求められています。

さらに、国は令和4年度より、小学校高学年からの教科担任制の導入を実施による義務教育9年間を見通した指導体制の構築を目指すこととしており、これまで以上に小・中学校が相互に連携し、義務教育9年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成することができるよう取組みが求められています。

## 2. 釧路市の義務教育をめぐる現状と課題

### (1) 中1ギャップの状況(学習指導面・生徒指導面の問題)について

文部科学省の調査によると、中学校へ進学後に、不登校や問題行動等の発生件数が急増する「中1ギャップ」の状況が全国的に現れており、釧路市においても同様の傾向が認められます。(資料1)

中学生になると、「授業の理解度」「学校の楽しさ」について、肯定的な回答をする生徒の割合が下がる傾向にあり、「勉強する内容が急に難しくなった」「量が増えた」と感じる生徒が相当数いるといわれています。

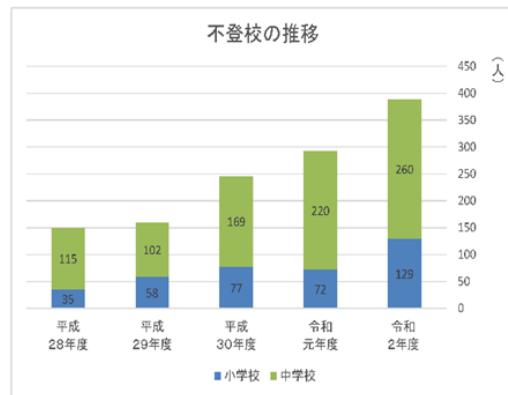
こうした現象は、小・中学校のシステムの違いが一つの要因として考えられます。小学校の授業形態は、学級担任がほぼすべての教科の学習指導を行い、きめ細かな個に応じた指導を行う一方で、中学校では教科担任が行い、学習の難易度も一気に高まり、広い範囲から出題される定期テストが行われるようになるなど、大きな変化を迎えます。

学校生活の面でも、小学校はゆるやかな日課で、教員の指導も個に応じてきめ細かく行われています。一方、中学校では、社会性を一層高めることを目的に、規則等に基づいた規律を重視した生徒指導がなされます。また中学校では部活動が始まり、先輩や後輩という上下関係の中で活動する場合があります。

こうした小学校と中学校との教育活動の差異や人間関係・生活の変化が同時期に生じることが、小学校段階からの学習面のつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題等と相まって、生徒に精神的・身体的不安を生じているとの指摘があります。

### (2) 学力の向上や学習意欲について

令和3年度全国学力・学習状況調査では、釧路市の小学校では、国語が全国・全道平均を上回り、算数についても全道平均を上回っており、各学校が進めている授業改善が一定の成果として現れてきている一方、中学校では国語・数学ともに全国・全道平均を下回っています。令和3年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問調査では、「国語・算数(数学)の勉強は大切だとおもいますか」という設問に「当てはまる」と回答した割合は中学校では低下しています。また、学校の授業以外の平日1日あたりの勉強時間については、全国平均よりも低くなっています。中学校段階で、学習意欲が減少していることが課題として考えられます。



### 令和3年度全国学力・学習状況調査 平均正答率

		小学校		中学校		単位(%)
		国語	算数	国語	数学	
全国		64.7	70.2	64.6	57.2	
全道		63〔63.2〕	67〔67.5〕	65〔64.5〕	56〔55.9〕	
釧路市立		66〔65.8〕	68〔67.8〕	63〔62.5〕	53〔53.3〕	
全国比較	R 3	△1.1	▼2.4	▼2.1	▼3.9	
全道比較		△2.6	△0.3	▼2.0	▼2.6	
全国比較	R 2	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施				
	R 1	△2.0	▼1.2	▼4.4	▼5.7	

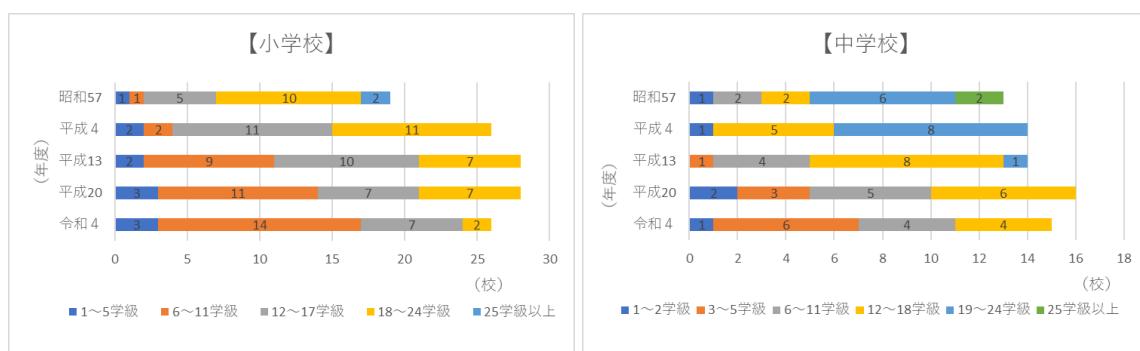
※国は、北海道及び市の平均正答率を整数値で提供。〔 〕内の小数値は、北海道教育委員会及び釧路市教育委員会が国から提供されたデータをもとに、それぞれ独自に算出した数値。

### (3) 児童生徒数の減少による教育上のデメリットの顕著化

釧路市では、小・中学校とも児童生徒数の減少が著しい状況です。児童生徒数が少ないとことによる影響については、子供同士の切磋琢磨の機会が減少すること、一定規模の集団を前提とした教育活動（学校行事や部活動など）が成立しにくくなること、クラス替えが困難なことから人間関係や相互の評価等が固定化しやすくなること、競争心が希薄になることなどが考えられます。

平成29年に改訂された小学校及び中学校の学習指導要領では、児童生徒の積極的な授業への参加を促す授業や学習法の視点を取り入れた各学校の授業の改善・推進について記載されています。学校で行われる学習法として、教室内でのグループディスカッション、ディベート、グループワークなどが有効な方法として挙げられますが、集団規模が小さくなると、こうした学習方法の実施が難しくなると考えられます。

釧路市における学校規模の推移（学級数）



### (4) 学校施設の老朽化

学校施設については、今後、膨大な老朽化施設の更新需要が見込まれますが、釧路市の厳しい財政状況、また児童生徒数の減少という現状を踏まえ、子供たちにより良い教育環境を提供し、効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減や予算の平準化を進める必要があります。

### 3. 小中連携・小中一貫教育の基本的な考え方と計画の位置づけ

#### (1) 釧路市教育の目指す姿と小中連携・小中一貫教育

変化の激しい、予測困難な社会において、将来を担う子供たちが夢や希望に向かって、自らの力を最大限に發揮し、着実な歩みを進めるためには、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むことが求められています。

釧路市では、釧路市教育の基本理念である「釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり」の実現のため、4つの教育目標を掲げ、「生きる力」を持った子供たちを育てるのこととしています。

また、持続的に発展していく共生社会の基盤は「人づくり」であり、釧路ならではの特性を生かした教育を学校だけではなく、家庭・地域との相互の連携・協力により行い、子供たちが豊かな人間性や社会性を育むことが必要不可欠です。

そのためには、これからさらに少子化が進むと見込まれる中で、各学校単位での学校・家庭・地域の相互の連携・協力をはじめ、小学校間・中学校間の横の連携や小学校・中学校の縦の連携、学校間連携を核とした地域間での幅広い連携により、地域で子供を育てる取り組みを進めることは、今後さらに重要となっていきます。

こうしたことを踏まえ、釧路市教育の理念の具現化を目指すため、釧路市の小中連携・小中一貫教育については、子供たち一人ひとりに確かな「生きる力」を育成するための方策の一つとして本計画に位置づけます。

#### 基本理念と4つの教育目標

釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

ふるさと釧路を愛し  
活力あるまちに奉仕する  
人づくり

伝統と文化を大切にし  
主体的に学びをつづける  
人づくり

進んで人とかかわり  
豊かな心をはぐくむ  
人づくり

自然に親しみ  
健康でたくましく生きる  
人づくり

## **(2) 施設一体型義務教育学校の設置**

釧路市が抱える教育課題を解決し、教育の質を向上させていくことは、教育行政や学校現場に課せられた喫緊の課題です。

全国の自治体が小中一貫教育を導入している背景や、本市における教育の現状と課題を踏まえ、小中連携・小中一貫教育を推進することが、釧路市の義務教育における諸課題を解決する有効な方策であり、さらに、小中一貫教育を効果的に進めるためには、同じ施設内で小学校1年生から中学校3年生（9年生）までがともに学校生活を送る施設一体型の義務教育学校の設置を行うべきであると考えます。

小・中学校で一つの学校という一体感のもとで、9年間をひとまとまりとして、9年後の子供の姿を見通しながら教科等ごとの系統的な教育課程を編成し、教育実践に取り組むことが可能になることで、課題の解消や緩和が期待できます。

また、児童生徒は、保護者・地域住民等、様々な人たちに見守られて成長し、そうした人とのつながりを通して豊かな人間性や社会性を育んでいきます。コミュニティ・スクールと小中一貫教育を組み合わせることにより、保護者や地域、教職員とが学校の教育目標や課題を共有し、9年間を通して組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能になることが期待できます。

## **(3) 計画期間**

釧路市的小中連携・小中一貫教育は、義務教育9年間の連續性と系統性を意識し、児童生徒の確かな学びと健やかな育ちを実現することを目的とし、その推進体制の構築に向けて本計画を策定しました。

本計画の計画期間は、策定年である令和4年度から令和13年度までの10年間とし、推進体制の構築を順次進めています。

また、社会情勢の変化に対応するために、中間年には本計画の検証を行います。学級編制基準の改正など教育制度に変更がある場合や、社会情勢を踏まえながら、必要に応じて見直しを実施します。

## **4. 小中一貫教育の実施により目指す効果**

### **(1) 中1ギャップ等の緩和への効果**

中1ギャップの原因の一部として、小・中学校の教職員の相互の指導内容や指導方法等に関する相互理解の不足、児童生徒に関する情報交換や共通理解の不足などが考えられ、小・中学校間の切れ目のない指導や情報連携が求められています。

小・中学校の教職員が9年間を通して子供の情報を共有し、支援できる体制を作ることで、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応や、これまでの状況を把握しながら指導に当たることができるようになるなど、全ての子供たちが安心して学校生活を送ることが可能となり、いじめや不登校の減少など中1ギャップの解消につながることが期待できます。

また、異学年集団での活動により、小学生の中学校進学に対する不安が減少し、子供たちの学校生活への満足度が向上することが見込まれます。

特別支援教育においても小・中学校が組織的な連携を推進することにより、個別の支援に関するきめ細かな情報交換・理解が可能となります。小学校における指導の経過を共有することで、中学校においても小学校の取組を踏まえた連続性のある指導を進めいくことができます。

### **(2) 学力向上・学習意欲への効果**

義務教育期間を通して、学年が上がるにつれて「授業がわかる」「勉強が好きだ」という割合が徐々に低下していく傾向にあることから、小・中学校の教職員は、義務教育9年間の学習成果の積み上げや学習内容のつながりを意識していく必要があります。各学年の学習内容を確実に習得させることは、児童生徒の学ぶ意欲の低下を防ぐための有効な方策であると考えられます。

教職員が、小・中学校それぞれの学校における特色ある指導方法の良い点を取り入れることで、指導力の向上をさらに図ることができます。小学校の教員が中学生の授業にかかわることにより、小学校のきめ細やかな指導技術を取り入れることが可能となり、中学校段階の授業がより分かりやすくなり、中学校教員が小学校で授業を行うことで、小学生はより専門性のある授業を受けることが可能となることで、知的好奇心が満たされ、学力や学習意欲の向上が期待できます。

### **(3) 児童生徒数の減少によるデメリット緩和への効果**

児童生徒数が減少すると、音楽や体育などの授業、運動会等の行事や部活動など一定規模の集団を前提とした教育活動の実施が難しくなりますが、施設一体型義務教育学校を導入することで集団の規模を確保することが可能となり、ある程度の教育活動が保障されると考えられます。

また、9学年という異年齢集団を形成することができるため、義務教育9年間を通して児童生徒の発達段階に合わせた交流や集団活動を計画的・発展的に行い、年齢が異なる

る児童生徒と関わり合う経験を積み重ねることで多様な考えを持った仲間たちと交流し合うことが可能となり、社会性を育てることが可能となります。

教職員については、小中間の乗り入れ授業の実施により小学校における教科担任制の導入を行えば、教員は限られた教科に集中できるため、教材研究や授業準備に時間をかけることが可能となります。さらに学校全体の教職員数が増えることにより、行事等の準備などに係る教職員一人当たりの負担の軽減が見込まれます。

#### (4) 学校施設の老朽化への効果

釧路市の多くの学校施設は今後施設の更新時期を迎えることになります。しかし、学校施設全体を維持・更新していくための財源確保は難しくなってくるものと予想されることから、それらの施設を「釧路市立学校施設長寿命化計画」に基づき施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図っていくこととしています。

こうした状況を踏まえ、既存の小・中学校の校舎を活用した「施設一体型義務教育学校」の設置を進めていきます。

## 5. 小中連携・小中一貫教育の推進体制

### (1) 中学校区を基盤とした小中連携の推進

釧路市では、小学校と中学校の通学区域が複雑に重なりあっており、通学区域が重なる小・中学校の組み合わせとしては、中学校1校に対して小学校1校から4校までと多様となっています。

今後は、中学校区を基盤として小中連携を進めることとし、そのために、分散進学となっている地域の整理を行い、既存の学校施設による「施設一体型の義務教育学校」を設置するとともに、義務教育学校の対象とならない学校については、従来の小学校・中学校として継続することとし、小中ジョイントプロジェクトをはじめとする小中連携教育の推進を図ります。

地区	学 校 名	中学校区内小学校	再編等
東 部	幣 舞 中学校	釧路小・城山小	幣舞中校区の一部を青陵中校区へ
	春 採 中学校	桜が丘小・興津小	義務教育学校
	桜が丘 中学校	東雲小・朝陽小	義務教育学校
	青 陵 中学校	湖畔小・清明小・武佐小	—
中 部	北 中学校	中央小・青葉小	北中校区一部変更
	共 栄 中学校	共栄小・光陽小	共栄小・光陽小・共栄中校区一部変更
	景 雲 中学校	愛國小・芦野小	景雲中校区一部変更
	美 原 中学校	美原小	義務教育学校
西 部	鳥 取 中学校	鳥取小・新陽小・昭和小	鳥取中・昭和小校区一部変更
	鳥取西 中学校	鳥取西小・鶴野小	鳥取西中・鶴野小校区一部変更
	大 楽 毛 中学校	大楽毛小	義務教育学校
	山 花 中学校	山花小	—
阿 寒	阿 寒 中学校	阿寒小	義務教育学校
	阿寒湖義務教育学校 (後期課程)	阿寒湖義務教育学校 (前期課程)	義務教育学校開校(R3.4.1)
音 別	音 別 中学校	音別小	義務教育学校

## (2) 通学区域再編の推進

小中連携の取組をさらに推進するために、一つの小学校からすべての児童が同じ中学校に進学するよう校区の変更を実施します。

	校区調整校	対象区域	編入校
小学校	共栄小学校	春日町、 白金町17~25番	青葉小学校
	桜が丘小学校	桜ヶ岡1丁目11番6~8号	朝陽小学校
	光陽小学校	(学校選択ゾーンの設定) 柳町	希望により青葉小学校の選択が可能
	昭和小学校	(学校選択ゾーンの設定) 昭和中央 6 丁目	希望により鳥取西小学校の選択が可能
	鶴野小学校	星が浦大通3丁目~4丁目、 星が浦南2丁目2番7号~17号、3 丁目、5 丁目	大楽毛小・大楽毛中の義務教育学校
中学校	幣舞中学校	春採5丁目15~18番・7丁目1~2番・4~40番	青陵中学校
	北中学校	共栄大通1~3丁目、 若松町	共栄中学校
		(学校選択ゾーンの指定) 共栄大通1~3丁目	希望により北中学校の選択が可能
	春採中学校	桜ヶ岡1丁目11番6~8号、4 丁目	桜が丘中学校
	鳥取中学校	安原	鳥取西中学校
		(学校選択ゾーンの指定) 昭和中央6 丁目	希望により鳥取西中学校の選択が可能
	共栄中学校	愛国東 4 丁目	景雲中学校
		共栄大通 7 ~ 9 丁目、 新栄町13~22番	北中学校
		(学校選択ゾーンの指定) 共栄大通 7 ~ 9 丁目、 新栄町13~22番	希望により共栄中学校の選択が可能
		(学校選択ゾーンの指定) 柳町	希望により北中学校の選択が可能
		暁町、新橋大通3~9丁目、治水町	北中学校
景雲中学校		(学校選択ゾーンの指定) 暁町、新橋大通3~9丁目、治水町	希望により景雲中学校の選択が可能
		新橋大通 1 ~ 2 丁目	北中学校
		(学校選択ゾーンの指定) 新橋大通 1 ~ 2 丁目	希望により共栄中学校の選択が可能
	大楽毛中学校	星が浦北 3 ~ 4 丁目、鶴野の一部	鳥取西中学校
美原中学校	桜が丘中学校	桜ヶ岡3丁目 1 番	春採中学校
		芦野 3 ~ 4 丁目、文苑 4 丁目	景雲中学校
		(学校選択ゾーンの指定) 芦野 3 ~ 4 丁目、文苑 4 丁目	希望により美原中学校の選択が可能
	鳥取西中学校	西港2~4丁目	鳥取中学校

### (3) 施設一体型義務教育学校設置の推進

小・中学校を一つの学校としてすることで、日常的に異年齢による学び合いや交流が可能となり、上級生から下級生に対する思いやりの心、下級生から上級生に対する憧れの気持ちなどの醸成により、精神的な発達や社会性の育成の効果が期待できます。

また、教職員間において児童生徒の情報を共有しやすく、生徒指導を効果的に行うことができるところから、施設一体型の義務教育学校の設置を進めます。

なお、春採中学校、桜が丘中学校、大楽毛中学校及び桜が丘小学校の通学区域の一部変更については令和6年度の新入生から、鶴野小学校については令和8年度の新入生から適用とします。

再編対象校	再編に伴う通学区域の変更		
	校区調整校	通学区域	編入校
春採中学校 春採中学校 桜が丘小学校 興津小学校	春採中学校	桜ヶ岡1丁目1～10番・13～18番・2丁目、 益浦1丁目1～2番・9番・2丁目、興津1～5丁目、紫雲台、 春採1～4丁目・5丁目1～14番・19～22番・6丁目、 8丁目3～5番・10～17番	春採中・桜が丘 小・興津小の 義務教育学校
		桜ヶ岡1丁目11番6～8号、桜ヶ岡4丁目	桜が丘中・東雲 小・朝陽小の 義務教育学校 (桜が丘中へ)
	桜が丘小学校	興津2丁目4～12番・4丁目1～11番・5丁目1番・ 3番9～17号・4～8番・31～33番、 桜ヶ岡1丁目1～10番・13～18番・2丁目・3丁目1番、 春採1丁目、2丁目20～23番・26～36番・3丁目・ 4丁目1～21番・23番・5丁目1～14番・19～22番・6丁目・8丁 目3～5番・10～17番 (春採1丁目及び春採2丁目22～23、26～33番は釧路小を 選択可能)	春採中・桜が丘 小・興津小の 義務教育学校
		桜ヶ岡1丁目11番6～8号	桜が丘中・東雲 小・朝陽小の 義務教育学校 (朝陽小へ)
	興津小学校	興津1丁目1～15番・2丁目1～3番・13～44番・3丁目・ 4丁目12～31番・5丁目2番・3番1～8号・9～30番・34番、 春採2丁目1～19番・24～25番、4丁目22番・24～30番、 益浦1丁目1～2番・9番・2丁目、紫雲台 (興津1丁目1～7・15番、紫雲台及び春採2丁目1～12、 24～25番は、釧路小を選択可能)	春採中・桜が丘 小・興津小の 義務教育学校

再編対象校	再編に伴う通学区域の変更		
	校区調整校	通学区域	編入校
桜が丘中学校 東雲小学校 朝陽小学校	桜が丘中学校	桜ヶ岡1丁目11番1～5号・9～30号・12番・3丁目2番～11番・5～8丁目、高山、桂恋、三津浦、白樺台1～7丁目、益浦1丁目5番・10～20番・3～4丁目	桜が丘中・東雲小・朝陽小の義務教育学校
		桜ヶ岡3丁目1番	春採中・桜が丘小・興津小の義務教育学校(春採中へ)
	東雲小学校	桂恋、 桜ヶ岡7丁目6～13番・20番・22～37番・8丁目3番、白樺台1～7丁目、高山、益浦4丁目4～9番・13～14番、三津浦	桜が丘中・東雲小・朝陽小の義務教育学校
		桜ヶ岡1丁目11番1～5号・9～30号・12番・3丁目2～11番・4～6丁目・7丁目1～5番・14～19番・21番・38～44番、8丁目1～2番、益浦1丁目5番・10～20番・3丁目・4丁目1～3番、10～12番・15～33番	桜が丘中・東雲小・朝陽小の義務教育学校
	大楽毛中学校 大楽毛小学校 鶴野小学校	大楽毛、大楽毛1～5丁目、大楽毛南1～5丁目、大楽毛北1～2丁目、大楽毛西1～2丁目、星が浦大通3～5丁目、星が浦北5丁目、鶴野の一部、星が浦南2丁目2番7～17号・3丁目・5～6丁目、新野、音羽、鶴丘、駒牧、桜田、青山	大楽毛中・大楽毛小の義務教育学校
		星が浦北3～4丁目、鶴野の一部	鳥取西中学校
		青山、大楽毛、大楽毛1～5丁目、大楽毛北1～2丁目、大楽毛西1～2丁目、大楽毛南1～5丁目、音羽、駒牧、桜田、鶴丘、鶴野の一部、新野、星が浦大通5丁目、星が浦北5丁目、星が浦南6丁目	大楽毛中・大楽毛小の義務教育学校
	鶴野小学校	星が浦大通1～2丁目、星が浦北1～4丁目、星が浦南1丁目、星が浦南2丁目1番・2番1～6号・2番18～27号・3番～8番、星が浦南4丁目、鶴野東1～5丁目、中鶴野、鶴野の一部	鶴野小学校
		星が浦大通3～4丁目、星が浦2丁目2番7～17号、星が浦南3丁目、星が浦南5丁目	大楽毛中・大楽毛小の義務教育学校

再編対象校	再編に伴う通学区域の変更		
	校区調整校	通学区域	編入校
美原中学校 美原小学校	美原中学校	芦野3～4丁目、文苑4丁目	景雲中学校
		広里、美原1～5丁目	美原中・ <b>美原小の</b> 義務教育学校
	美原小学校	広里、美原1～5丁目	
阿寒中学校 阿寒小学校	阿寒中学校 阿寒小学校	現阿寒小・中学校の通学区域	阿寒中・ <b>阿寒小の</b> 義務教育学校
音別中学校 音別小学校	音別中学校 音別小学校	現音別小・中学校の通学区域	音別中・ 音別小の 義務教育学校 <sup>※1</sup>

使用校舎は太字で記載

※1音別小・音別中による義務教育学校の使用校舎については、防災の視点から検討を継続します。

## 6. 取組の進め方

### (1) 年次別実施計画

年度	学区再編策	学区再編に向けた準備・推進内容
4		計画策定及びHP等による計画周知
5		説明会の実施(計画の周知) 令和8年度開校予定校の準備協議会の設置
6	○共栄小の一部を青葉小に編入 ○桜が丘小の一部を朝陽小に編入 ○光陽小の一部を学校選択ゾーンに指定 ○昭和小の一部を学校選択ゾーンに指定 ●幣舞中の一部を青陵中に編入 ●北中の一部を共栄中に編入 ●北中の一部を学校選択ゾーンに指定 ●春採中の一部を桜が丘中に編入 ●鳥取中の一部を鳥取西中に編入 ●鳥取中の一部を学校選択ゾーンに指定 ●共栄中の一部を景雲中に編入 ●共栄中の一部を北中に編入 ●共栄中の一部を学校選択ゾーンに指定 ●景雲中の一部を北中に編入 ●大楽毛中学校の一部を鳥取西中に編入 ●桜が丘中の一部を春採中に編入 ●美原中の一部を景雲中に編入 ●鳥取西中の一部を鳥取中に編入	令和9年度開校予定校の準備協議会の設置
7		令和10年度開校予定校の準備協議会の設置
8	◎大楽毛小と大楽毛中による義務教育学校開校 ○鶴野小の一部を大楽毛小と大楽毛中による義務教育学校に編入	令和11年度開校予定校の準備協議会の設置
9	◎音別小と音別中による義務教育学校開校	学校のすがた基本計画の中間検証実施 令和12年度開校予定校の準備協議会の設置
10	◎東雲小と朝陽小と桜が丘中による義務教育学校開校	令和13年度開校予定校の準備協議会の設置
11	◎阿寒小と阿寒中による義務教育学校開校	
12	◎美原小と美原中による義務教育学校開校	
13	◎桜が丘小と興津小と春採中による義務教育学校開校	

※○小学校関係 ●中学校関係 ◎義務教育学校関係

## (2) 経過措置

### ア 通学区域の再編

- ① 実施年の4月1日から新1年生を対象に実施します。
- ② 在校生は、原則旧校区としますが、希望により新校区への指定校変更を認めます。
- ③ 新1年生のうち、旧校区に兄姉が在学する場合に限り、希望により旧校区への指定校変更を認めます。
- ④ 実施年前に、新校区への変更を希望する場合は、指定校変更を認めます。

## **7. 今後の進め方**

学校の再編にあたっては、2、3年程度の移行準備期間を設け、保護者・地域・学校と市教育委員会が協力して進めるための準備協議会を設置し、新しい学校づくりに向け、校名や校歌・校章、制服など様々な事柄について協議します。

また、本計画を進める上では、以下の項目について留意し、検討を進めます。

### **(1) 通学の安全**

通学路の変更を伴う場合、学校、PTA、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員等により構成を予定している開校準備協議会の中で協議しながら、通学路や通学距離の実態を把握し、スクールバス等の導入などについて、義務教育学校等の新規開設年次の前々年度末（2年前）までに、通学の安全確保に配慮について検討を完了します。

### **(2) 周知**

義務教育学校への再編対象校となっている地域を中心に、地域説明会の実施や教育委員会のホームページ、保護者への配布物や町内会の回覧などを通じて小中連携・小中一貫教育について広く周知し、理解を深めるよう努めます。

### **(3) 使用しなくなる施設の跡利用検討**

再編後に使用しなくなる施設については、全市的な視点から活用を検討します。

### **(4) 学校選択制の検討**

釧路市では、通学区域制度を採用し、児童生徒の就学する学校を指定していますが、児童生徒・保護者の意思の尊重と特色や魅力のある学校づくりの観点から学校選択制度について、義務教育学校等の新規開校年次の前年度開始時（2年前）までに、条例・規則等の整備を含め、検討を完了します。

## **8. 中間年における検証**

釧路市教育の基本理念である「釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり」の実現に向けて、小中連携・小中一貫教育の実施状況について、本計画の中間年である令和9年度において検証を行います。

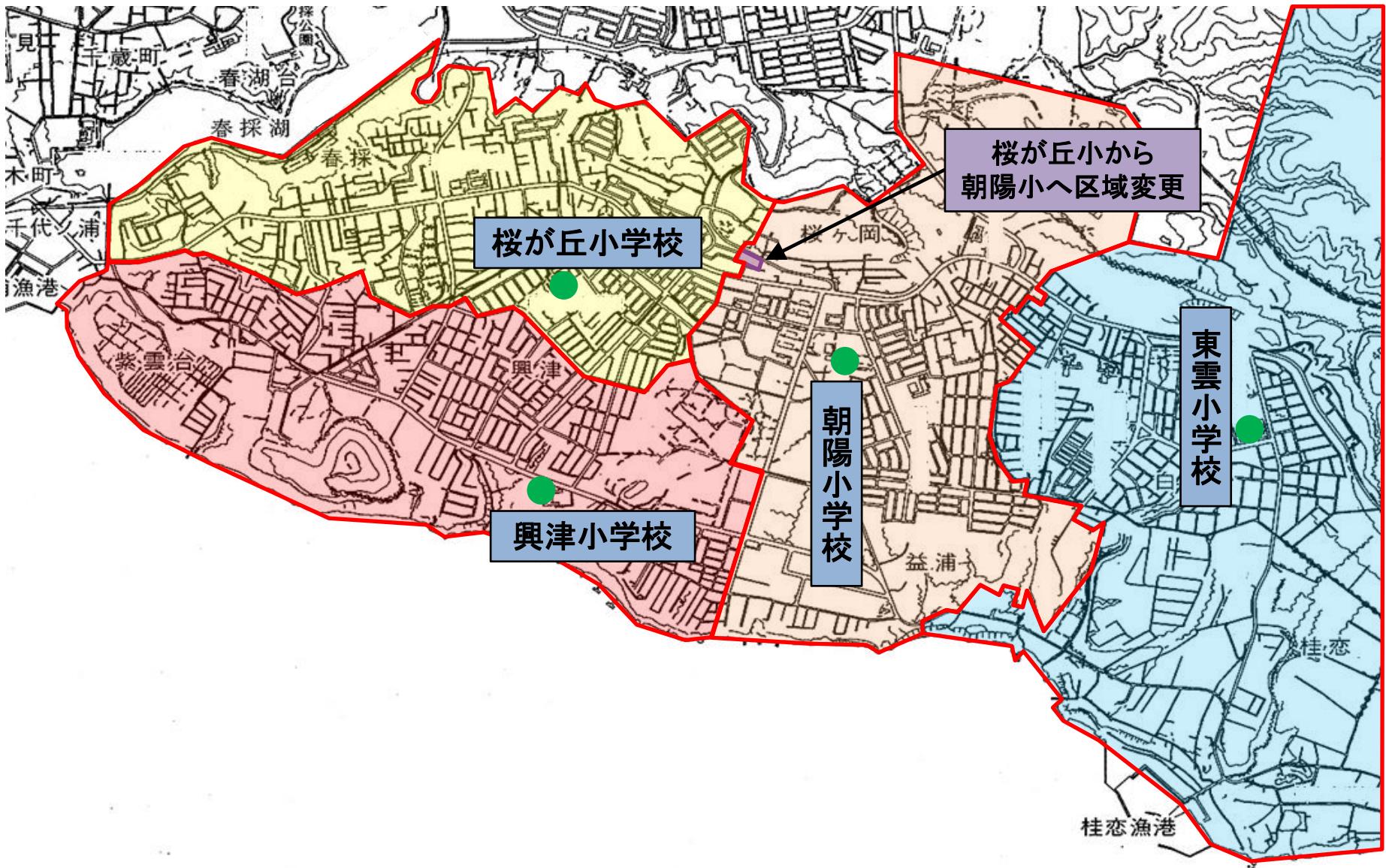
その際には、義務教育学校設置とならない地域における小規模小学校について、学級編制状況及び教育活動への影響等について引き続き注視することとします。

また、教育制度の変更や状況に変化があった場合は、計画を見直します。

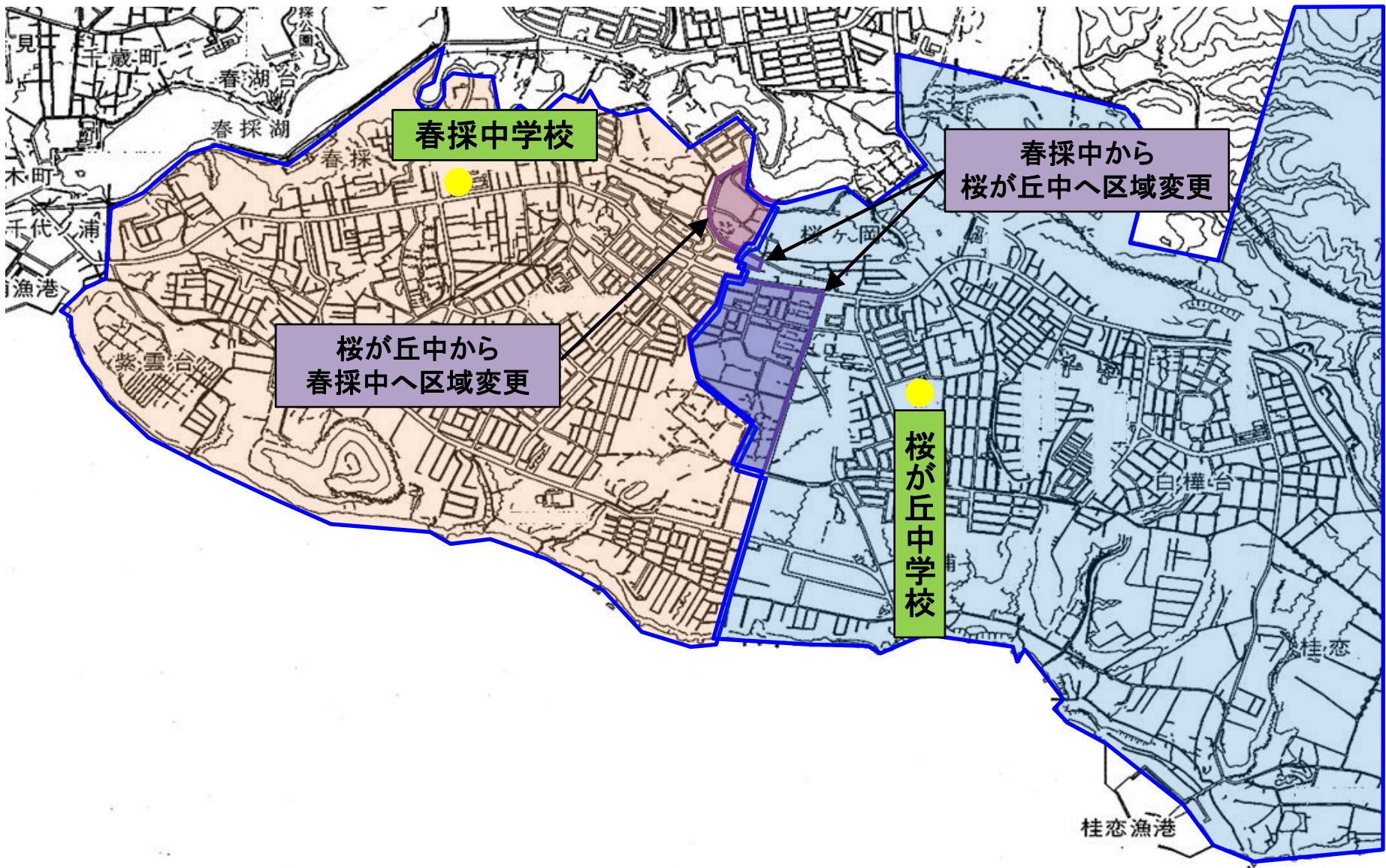
# 參考資料



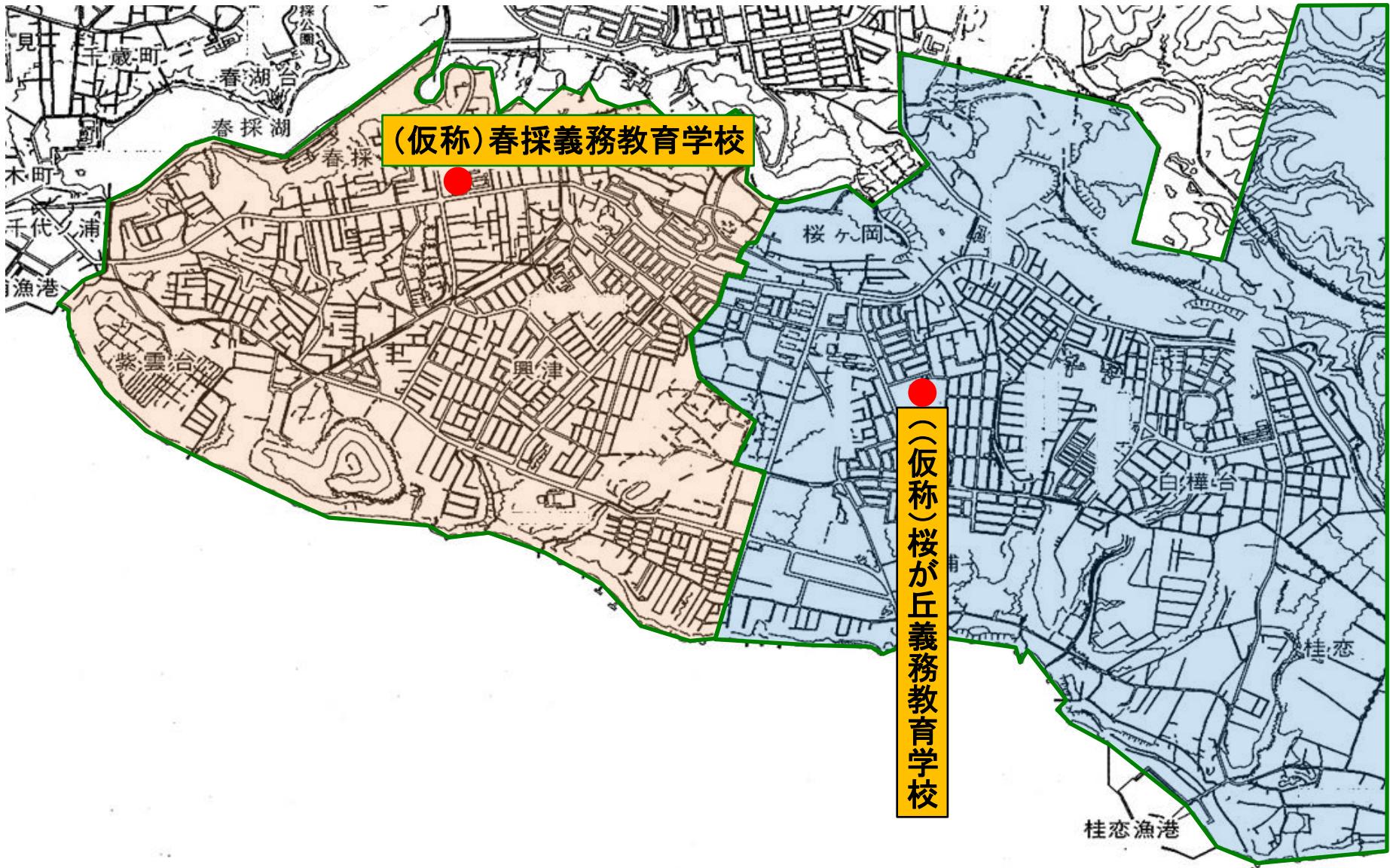
# 春採・桜ヶ岡地区小学校通学区域(現校区からの変更箇所)



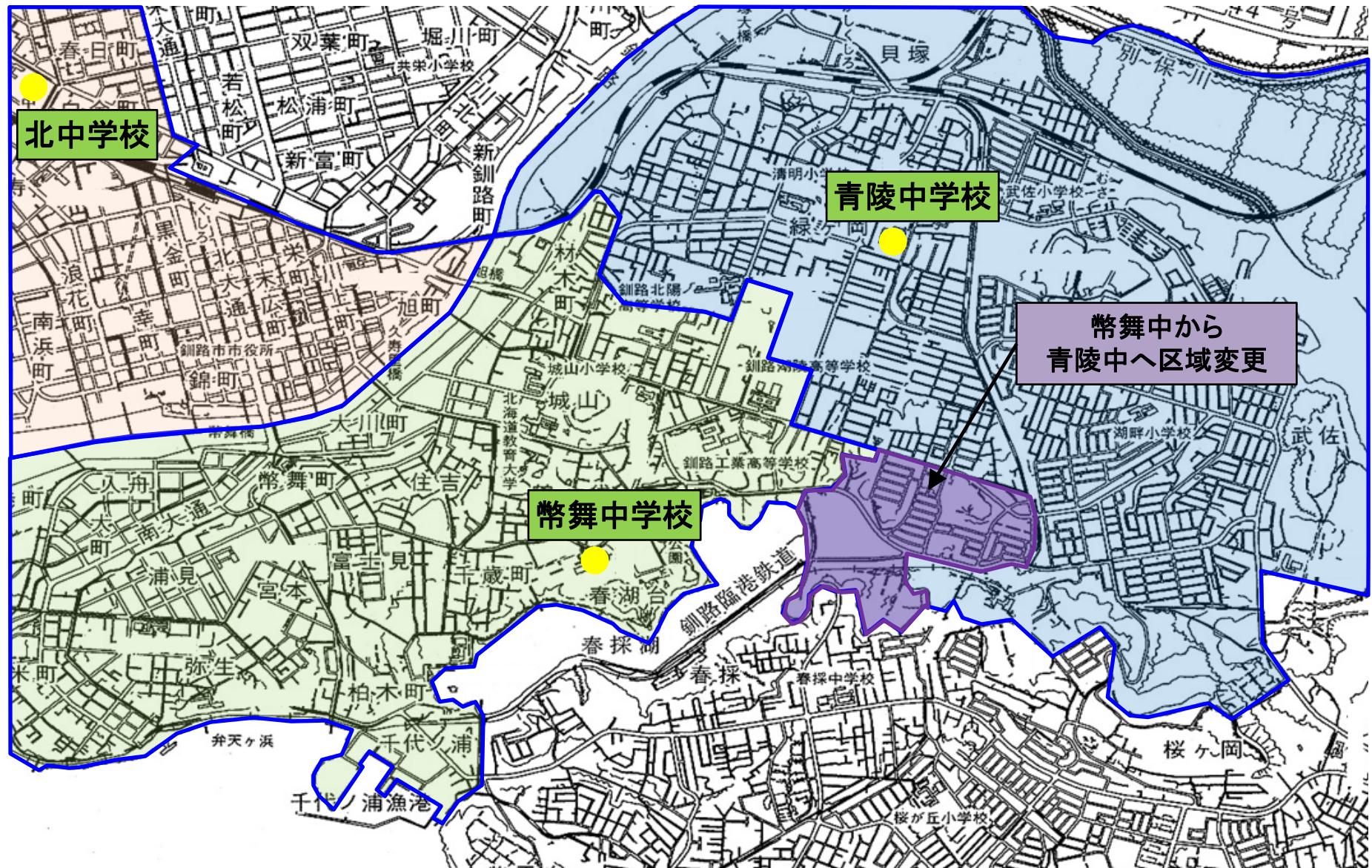
# 春採・桜ヶ岡地区中学校通学区域(現校区からの変更箇所)



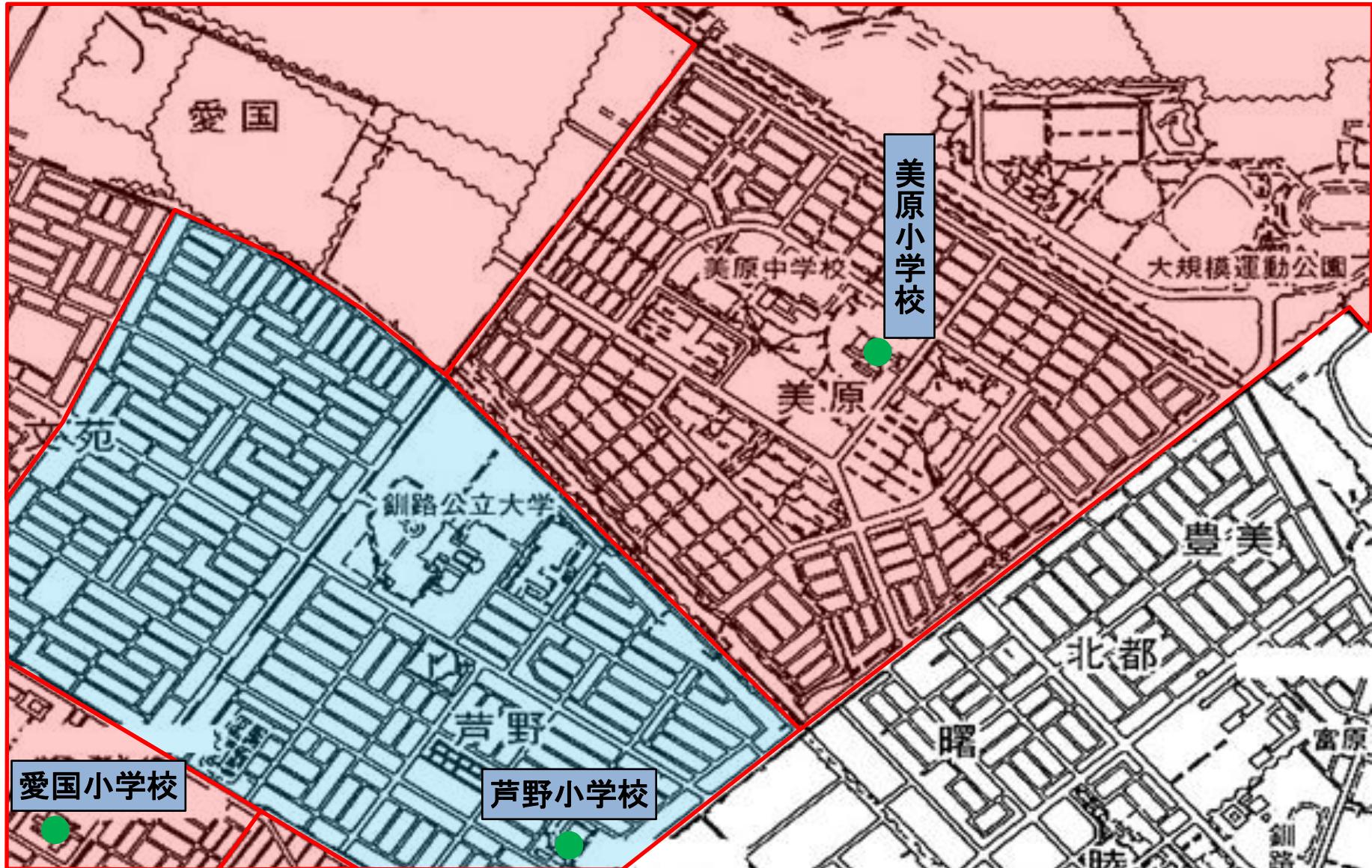
# 春採・桜ヶ岡地区義務教育学校通学区域(再編後)



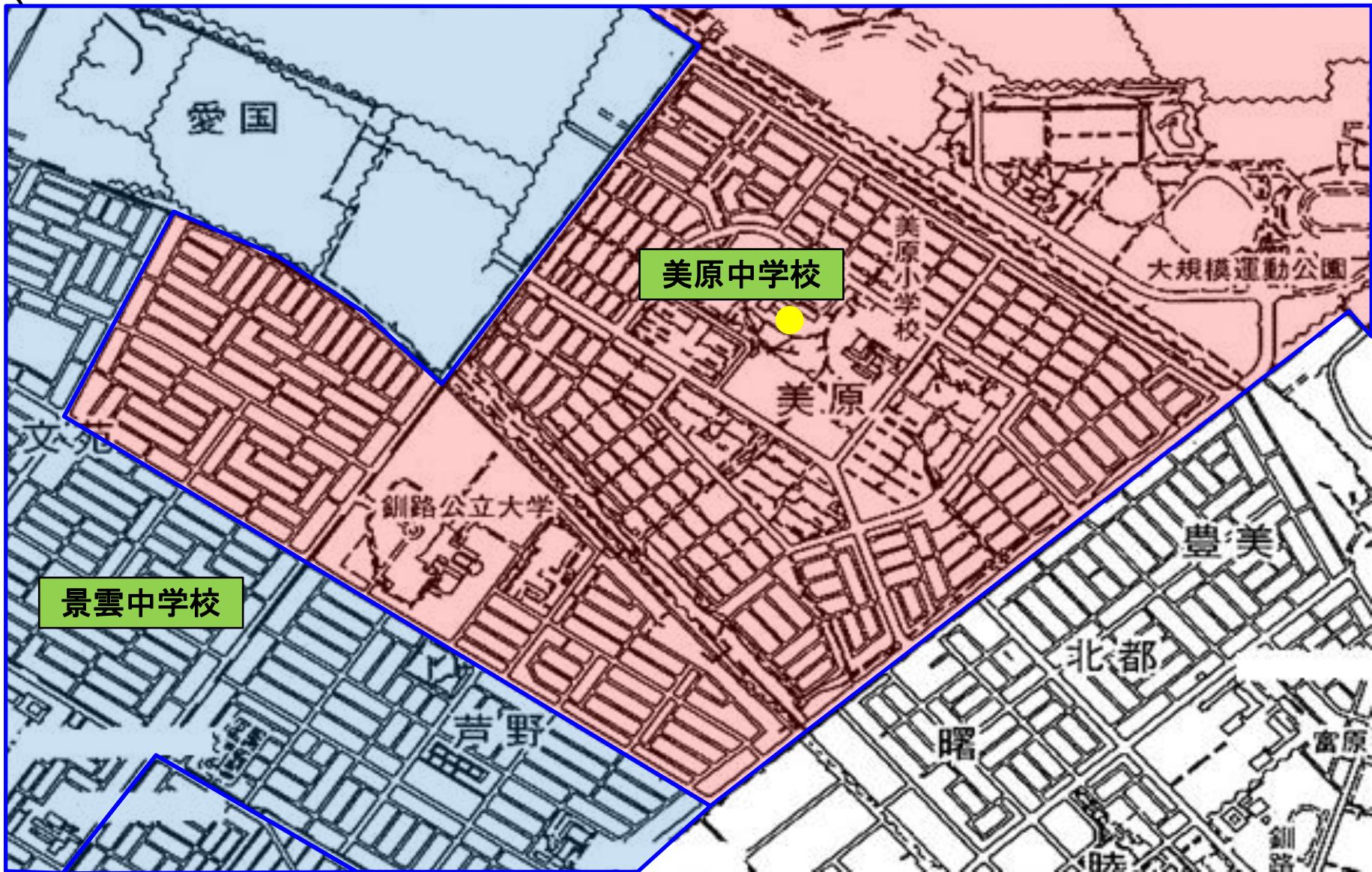
# 東部地区通学区域再編(中学校・現校区からの変更箇所)



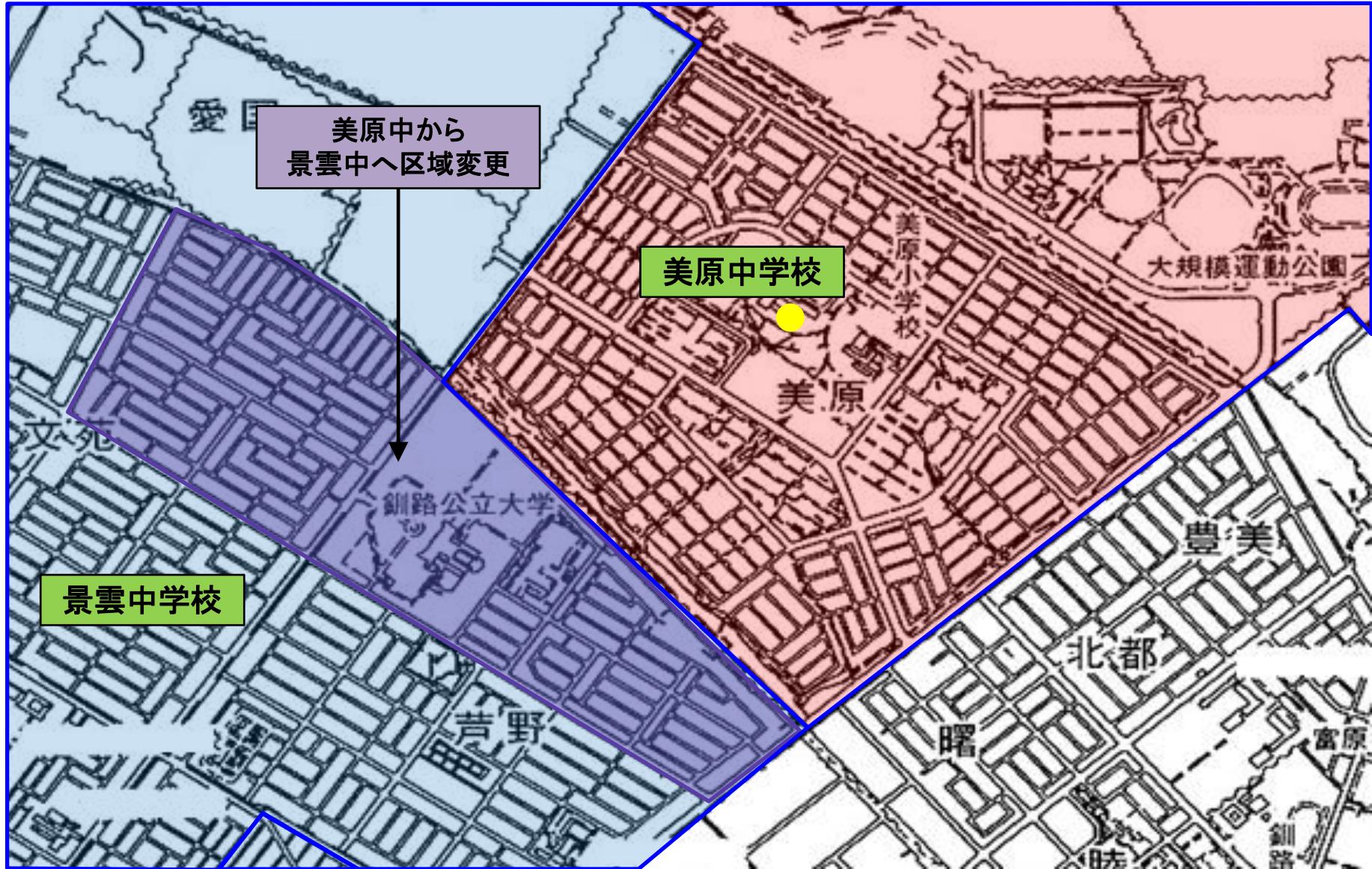
# 美原地区小学校の通学区域(現在)



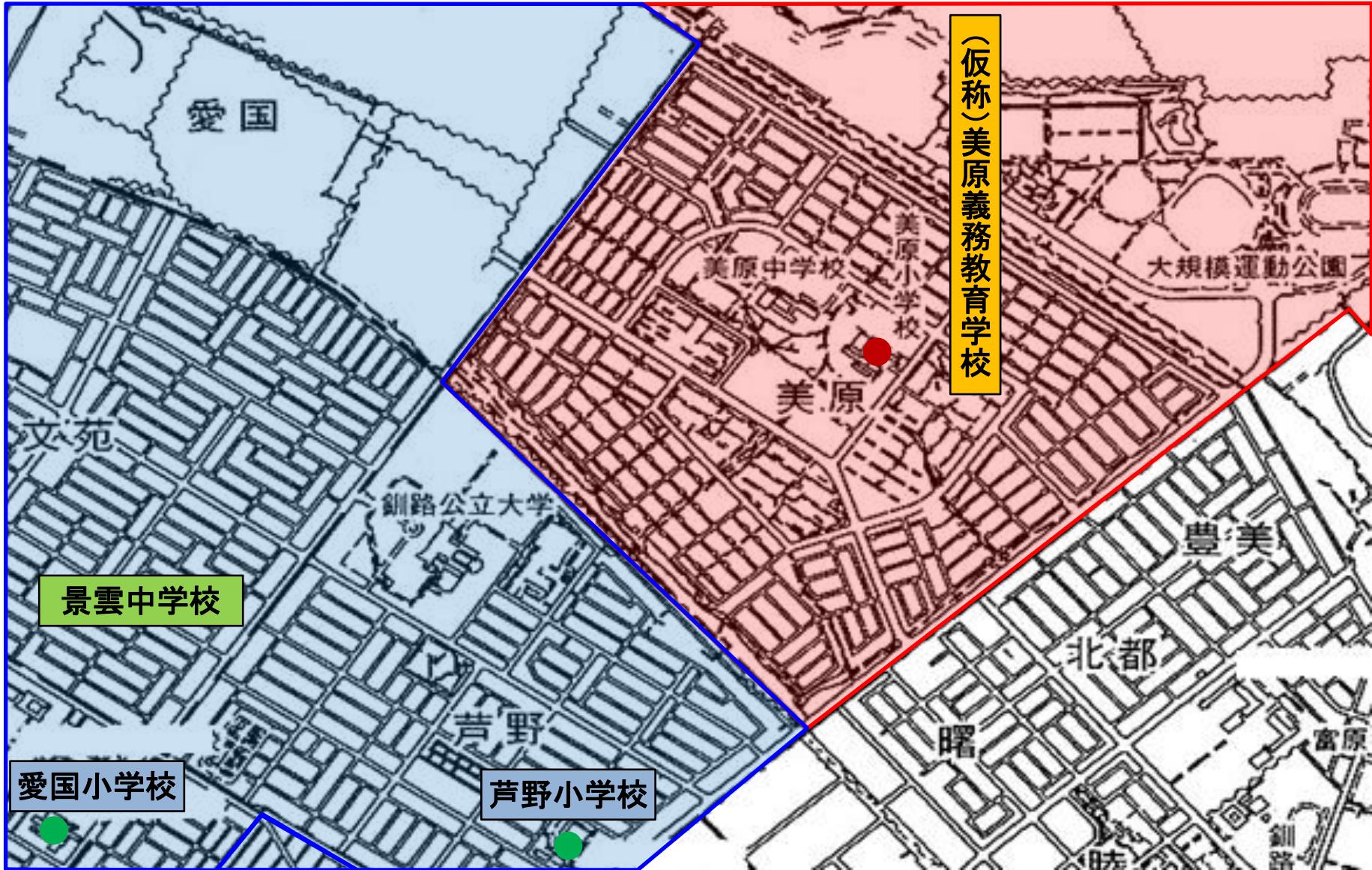
# 美原地区中学校の通学区域(現在)



# 美原地区中学校の通学区域(現校区からの変更箇所)



# 美原地区義務教育学校通学区域(再編後)



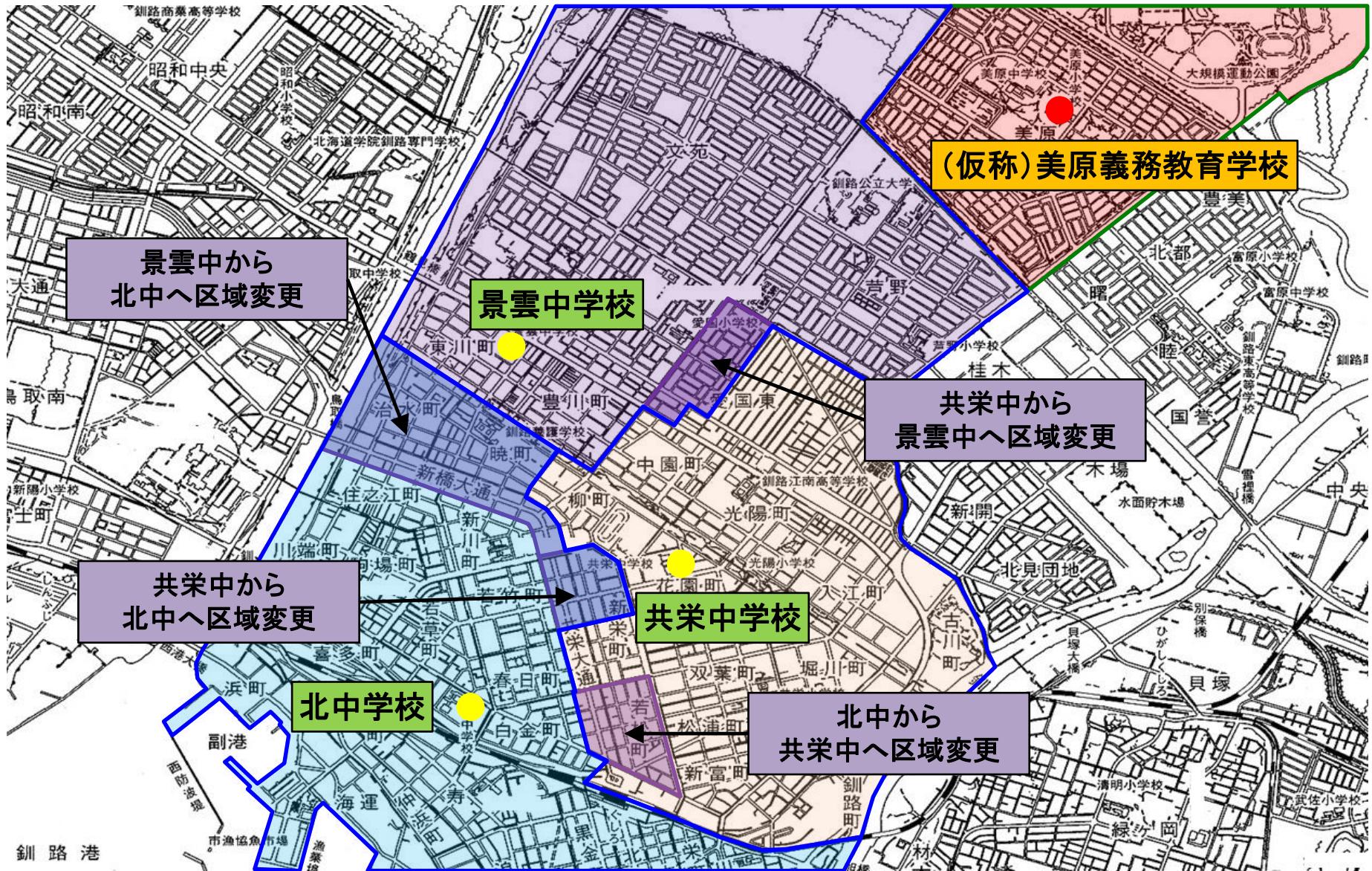
# 中部地区通学区域再編(小学校・現校区からの変更箇所)



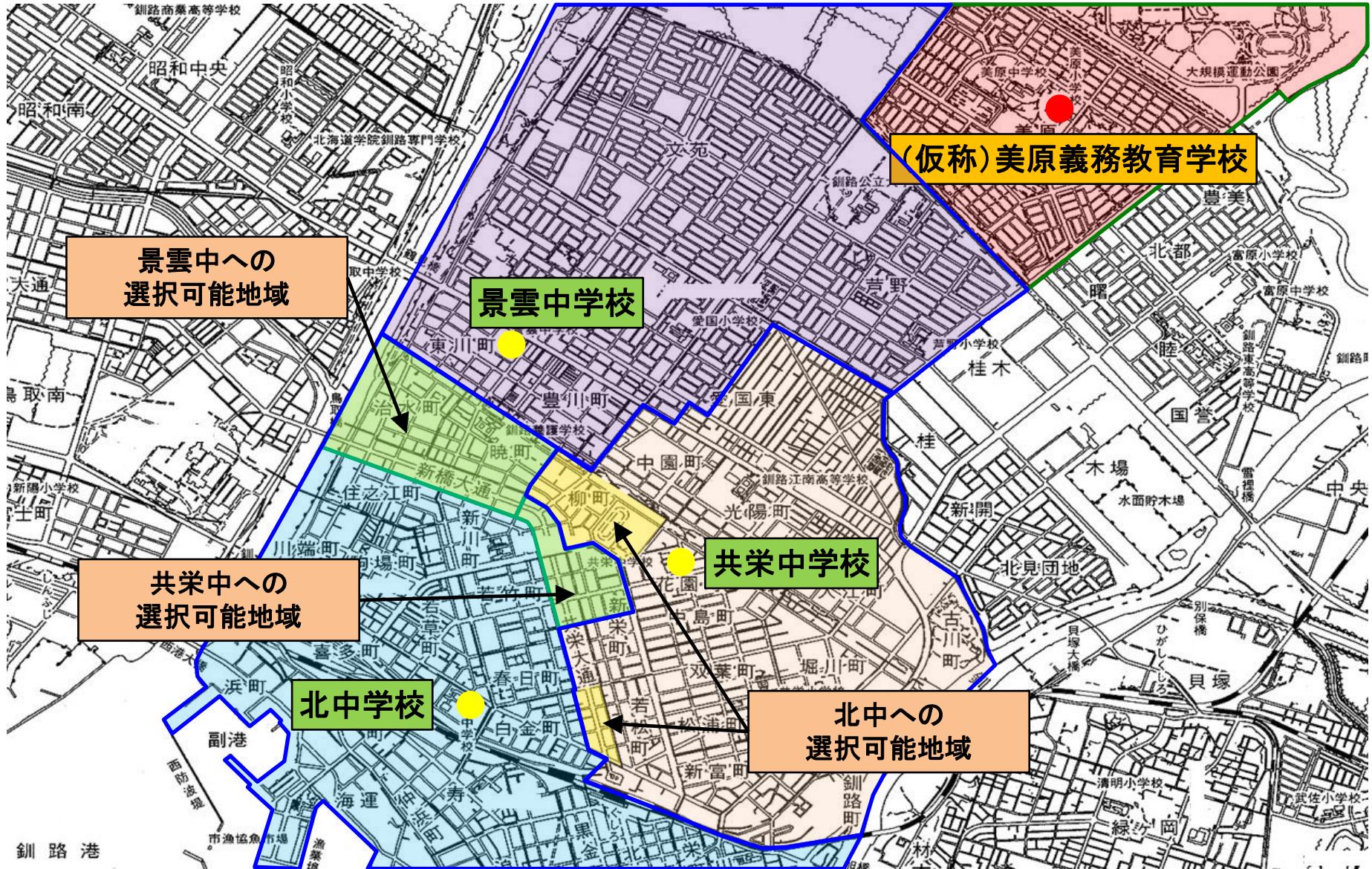
# 中部地区通学区域再編(小学校・変更後)



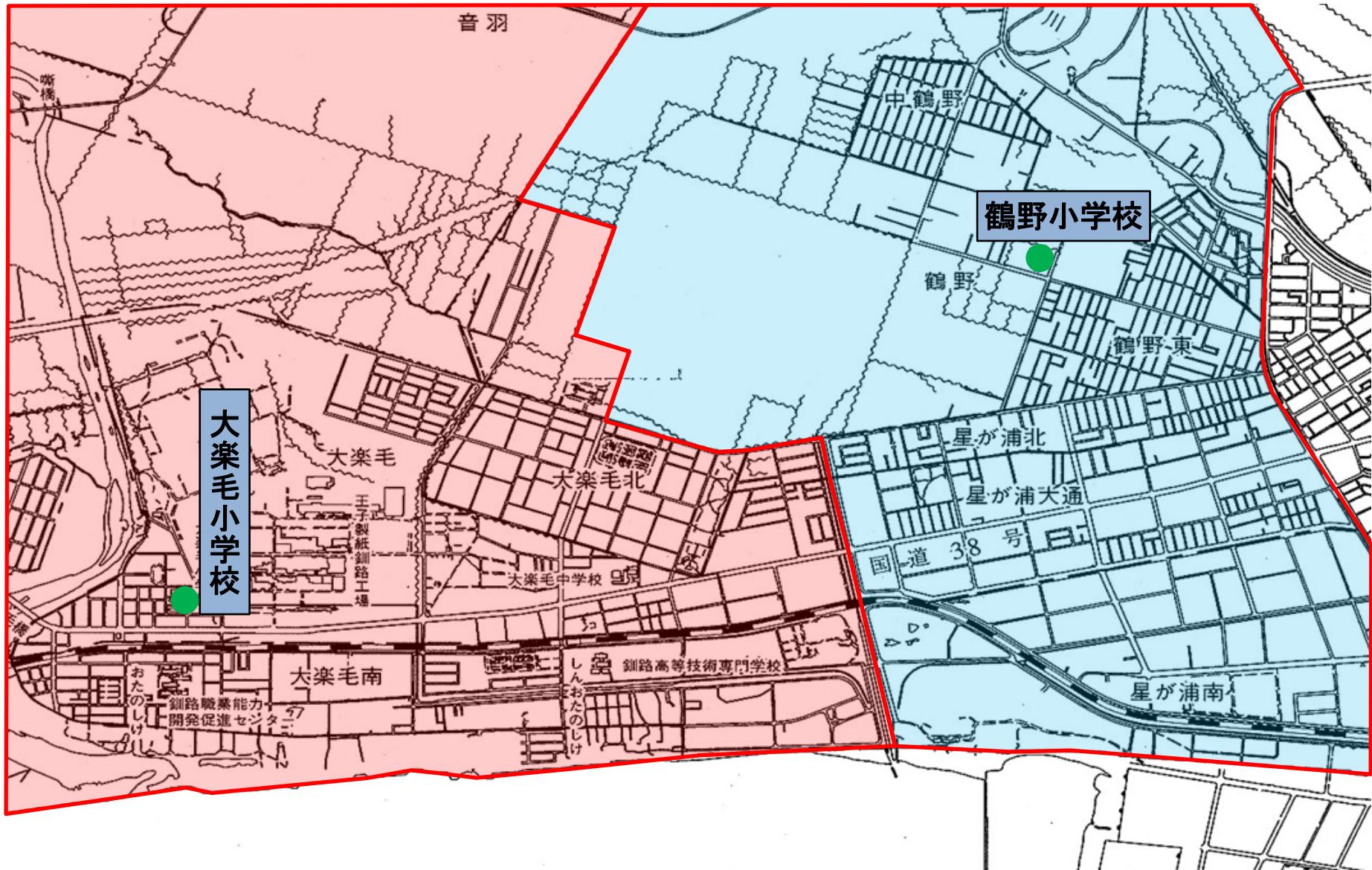
# 中部地区通学区域再編(中学校・変更箇所)



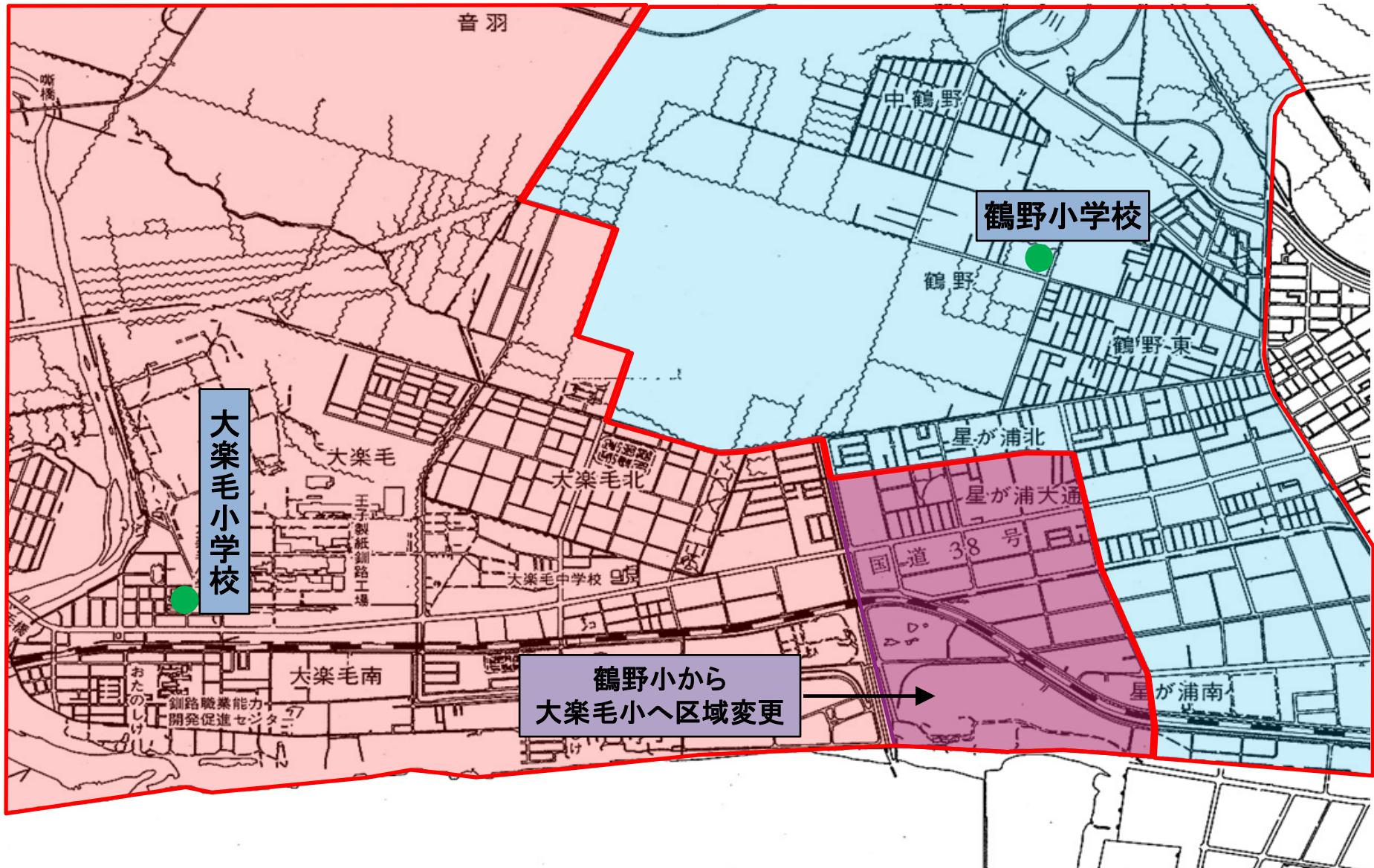
# 中部地区通学区域再編(中学校・変更後)



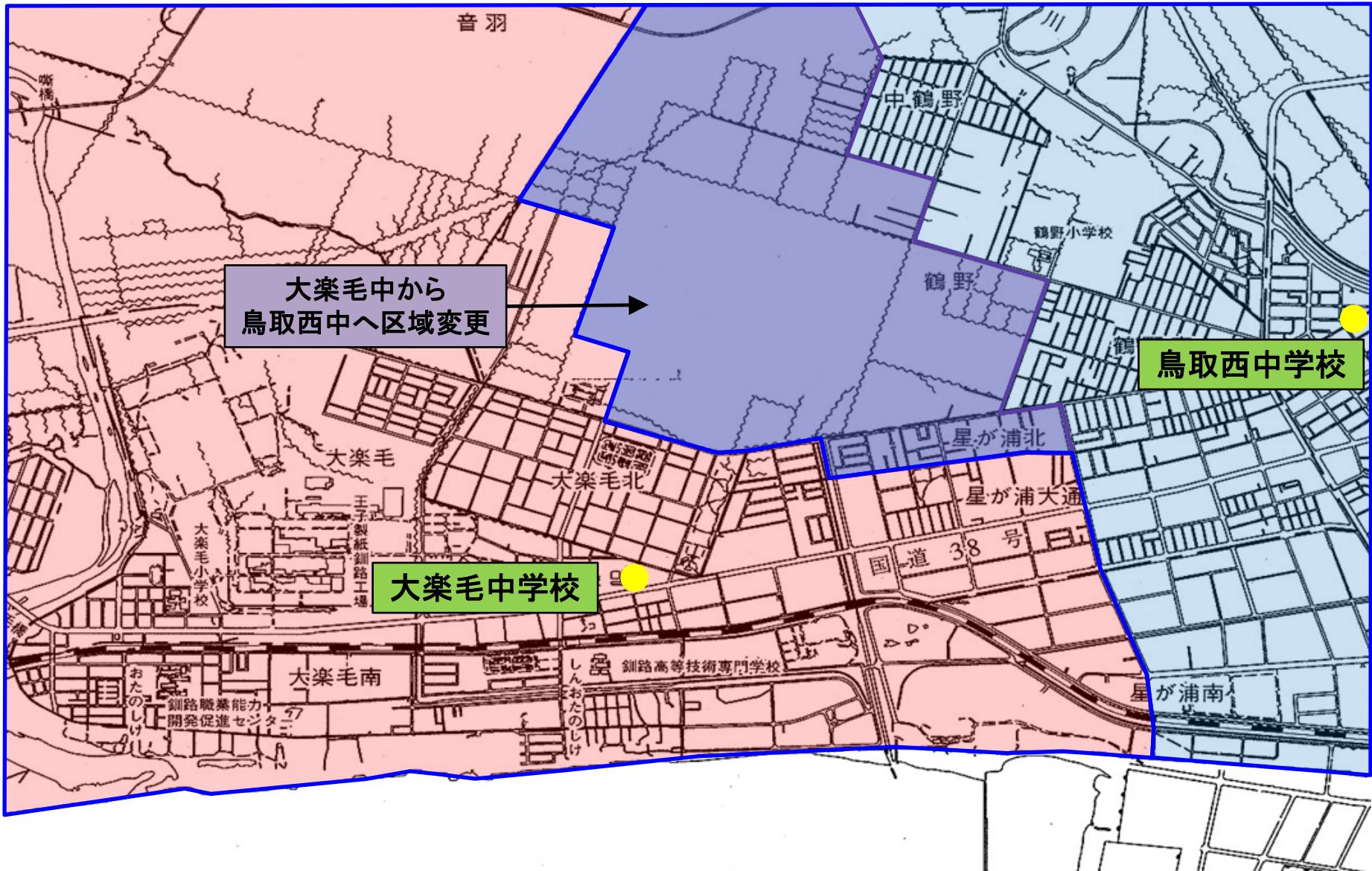
# 大楽毛地区小学校の通学区域(現在)



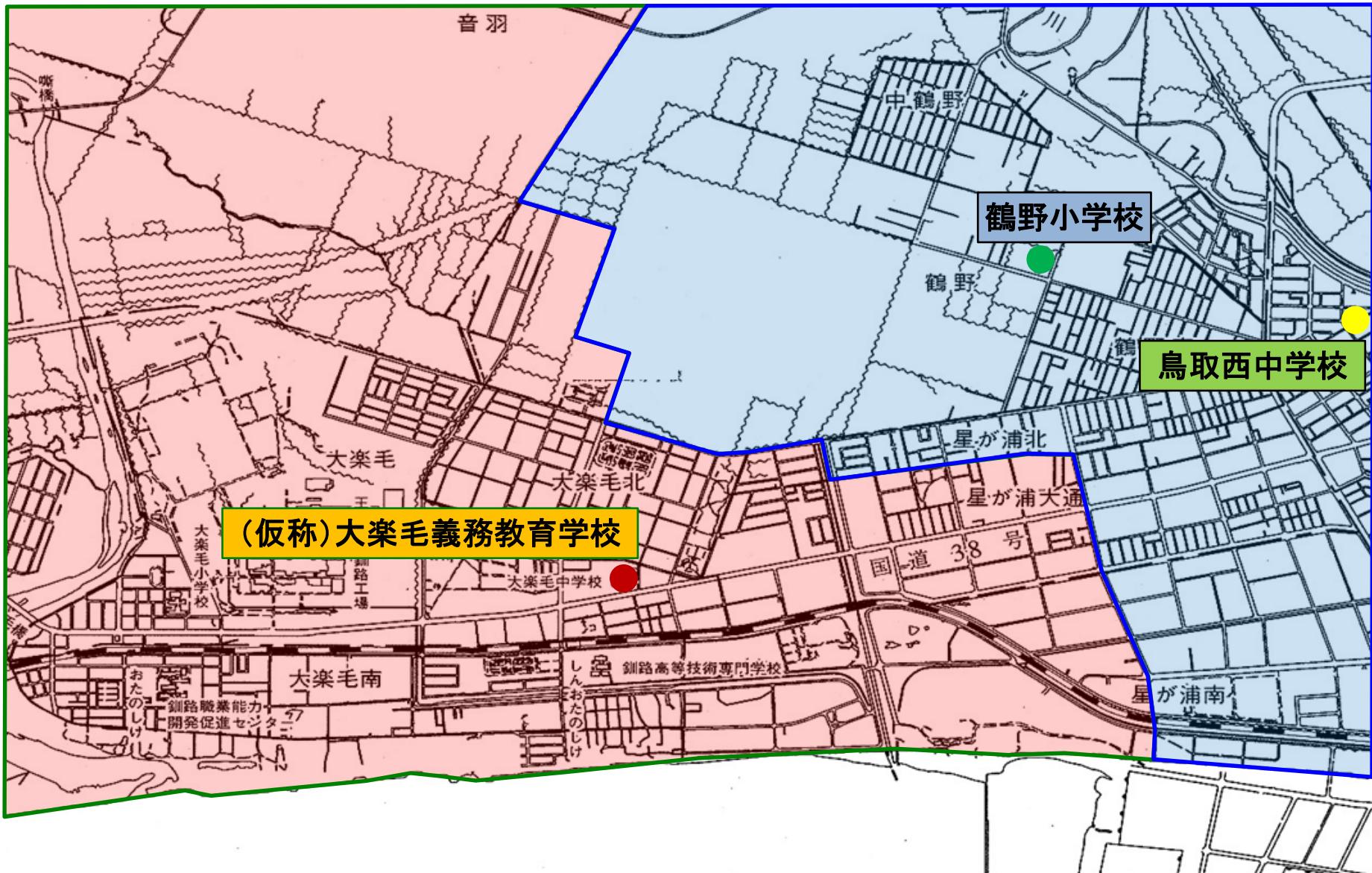
# 大楽毛地区小学校の通学区域(現校区からの変更箇所)



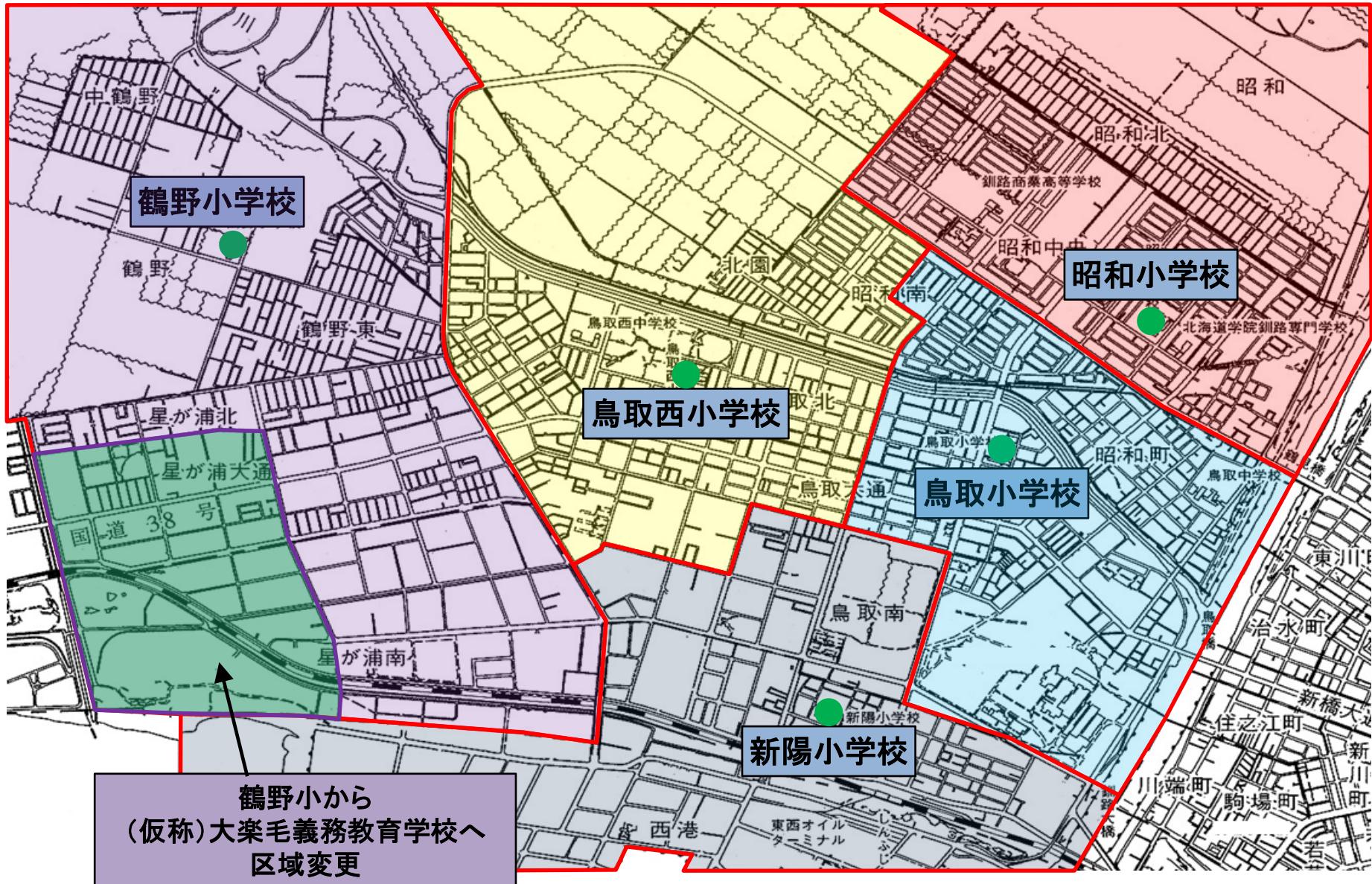
# 大楽毛地区中学校の通学区域(現校区からの変更箇所)



# 大楽毛地区義務教育学校通学区域(再編後)



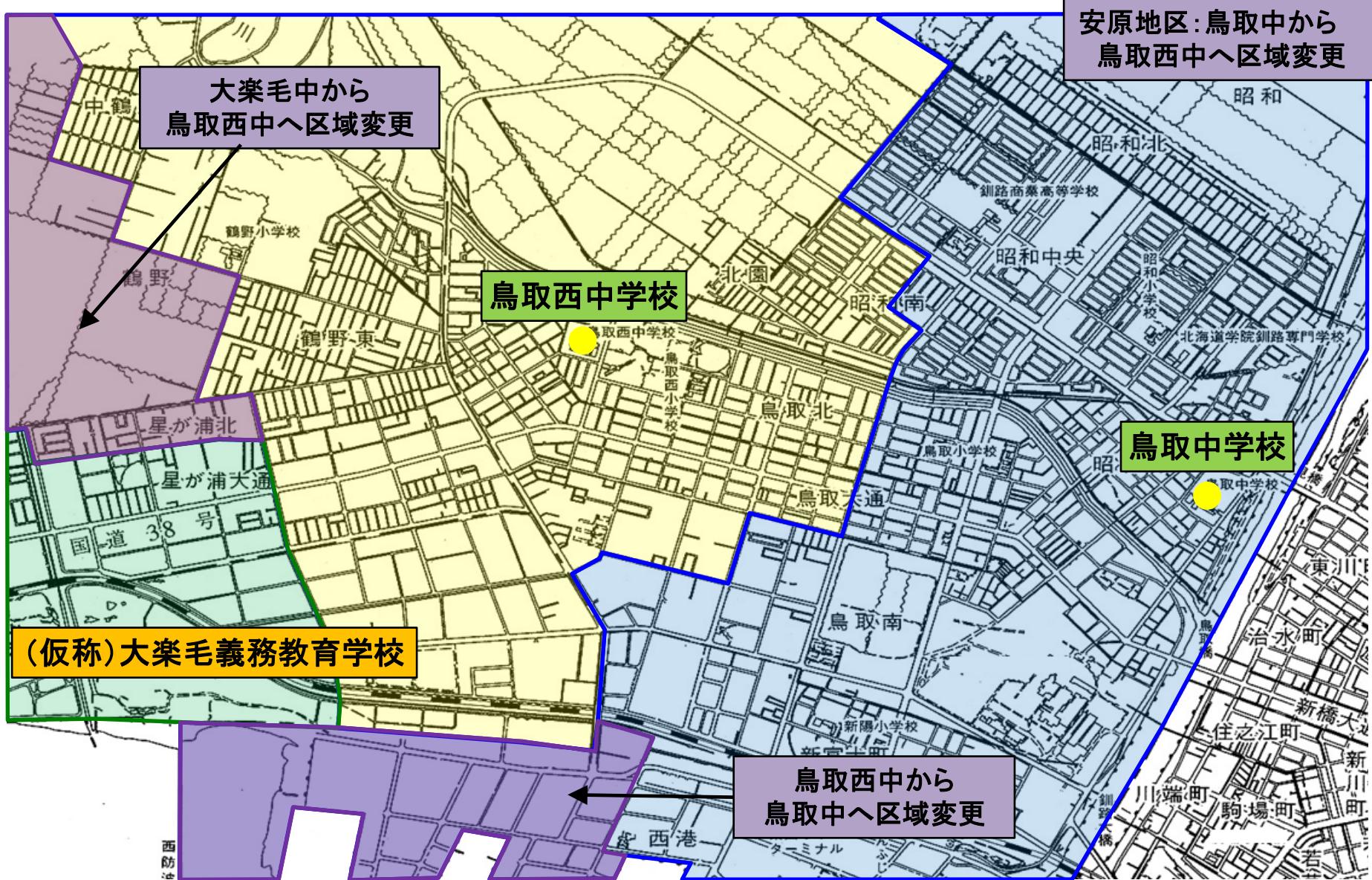
# 西部地区通学区域再編(小学校・現校区からの変更箇所)



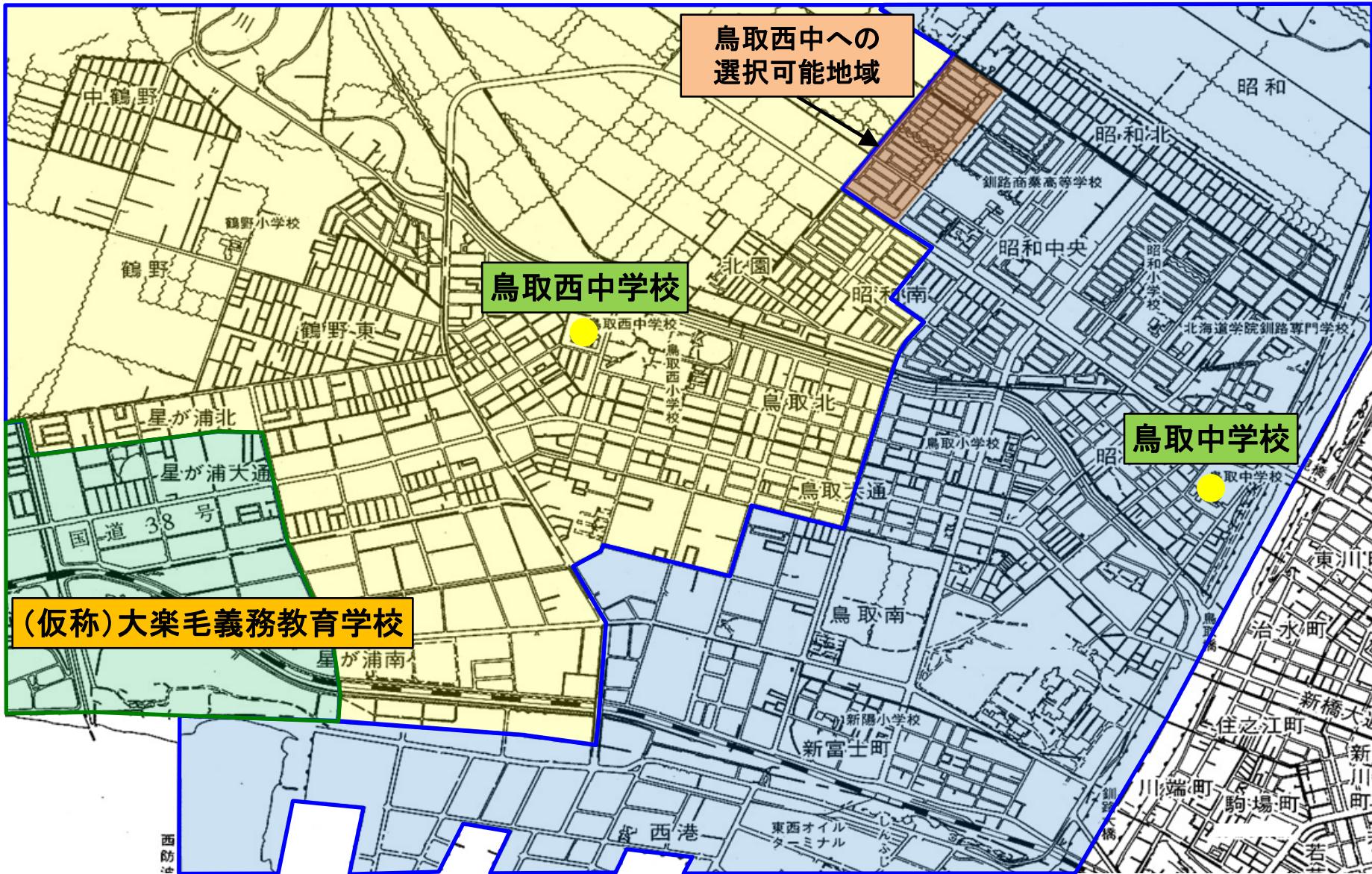
# 西部地区通学区域再編(小学校・変更後)



# 西部地区通学区域再編(中学校・現校区からの変更箇所)



# 西部地区通学区域再編(中学校・変更後)



## 義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校の要件

要件 校種	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	一	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長・教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えること	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則として小学校・中学校の両免許状を併有していること*	所属する学校種の免許状を保有していること	
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程</li> </ul>		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	可	可
	指導内容の入替え・移行	可 設置者の判断による	可 設置者の判断による
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用	
標準基準	18学級以上 27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	おおむね小学校は4km、中学校は6km以内	
設置手続き	市町の条例	市町教育委員会の規則等	

\*当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。